

### 【記載例3】（国外転出）

令和4年8月24日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限までに確定申告をする場合（国外転出時課税の計算上生じた損失を配当所得から控除する場合）

- 1 国外転出の時（令和4年8月24日）に所有等している対象資産
  - (1) 上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円
    - ・「取得費」 125,000,000円
  - (2) 公社債（銘柄等：第〇回 C電気）【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 10,000,000円
    - ・「取得費」 8,000,000円
  - (3) 未公開株式（銘柄等：B興産）【一般株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 30,000,000円
    - ・「取得費」 20,000,000円
  - (4) 未決済デリバティブ取引（銘柄等：為替証拠金）
    - ・「国外転出の時の利益の額」 5,000,000円
- 2 給与収入
 

・「給与収入」 16,950,000円	・「所得金額」 15,000,000円
---------------------	---------------------
- 3 配当収入（銘柄等：A不動産）【上場株式等の配当等に該当】
 

・「配当収入」 5,000,000円	・「配当所得」 5,000,000円
--------------------	--------------------

#### 《記載手順》

国外  
転出  
の  
時  
ま  
で  
に  
届  
出  
の

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。（2ページ参照）

確  
定  
申  
告  
期  
限  
ま  
で  
に  
届  
出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（3～4ページ参照）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。（5～7ページ参照）

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。（8ページ参照）

「申告書第一表」、「申告書第二表」、「申告書第三表」を作成します。（9ページ参照）

※ 申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。



所得税・消費税の納税管理人の届出書

〇〇 税務署長  
4年8月3日提出

納税地	<input checked="" type="radio"/> 住所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 〇〇〇 - ××××) 〇市××町△△1-2-3 (TEL 〇〇〇 - △△△ - ××××)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL. - - )		
フリガナ	コクゼイ イチロウ		
氏名	国税 一郎	生年月日	昭和38年1月12日生
個人番号	〇   〇   〇   〇   △   △   △   △   ×   ×   ×   ×		
職業	会社員	フリガナ	屋号

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人  
〒 ××× - ××××  
住所  
(居所) 〇市××町△△4-5-6  
フリガナ トウキョウ タロウ  
氏名 東京 太郎 本人との続柄 (関係) 関与税理士  
職業 税理士 電話番号 △△△ - ××× - 〇〇〇〇

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所  
789, ×××, △△△, 〇〇〇〇

3 納税管理人を定めた理由  
海外勤務のため

4 その他参考事項  
(1) 出国 (予定) 年月日 令和4年8月24日 帰国予定年月日 令和7年8月24日  
(2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)  
事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得  
上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ( )  
(3) その他

国外転出時課税の適用予定

関与税理士  
東京 太郎  
(TEL. △△△ - ××× - 〇〇〇〇)

税務署整理欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認
0							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
						確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和 4 年分】

整理番号

住所	○市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	会社員	東京 太郎 (△△△-×××-○○○)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の日	R4年 8月 24日	・ H24年 8月 24日 ～ R4年 8月 23日
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	__年__月__日 (__年__月__日)	
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 贈与の日	__年__月__日	・ __年__月__日 ～ __年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 相続開始の日	__年__月__日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡	30,000,000	20,000,000	10,000,000	
	上場株式等の譲渡	130,000,000	133,000,000	△3,000,000	
	先物取引	5,000,000	-	5,000,000	

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資6-100-A4統一) R4.11

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】



【令和 4 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3	フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	30,000,000 円	130,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表③へ 30,000,000	申告書第三表③へ 130,000,000
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費(取得価額) ④	20,000,000	133,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計(④から⑥までの計) ⑦	20,000,000	133,000,000
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧		
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨	10,000,000	△3,000,000	
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)	⑪	申告書第三表⑦⑪へ 10,000,000	黒字の場合は申告書第三表⑦⑫へ △3,000,000
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額(※3) ⑫			申告書第三表⑨⑭へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬		申告書第三表⑩⑮へ 10,000,000	申告書第三表⑩⑯へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の②欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

特例適用条文

 措法 条の \_\_\_\_\_  
 措法 条の \_\_\_\_\_

「上場株式等」の①欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載

この【記載例3】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありませんので、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・一般株式等の譲渡」の収入金額等を「一般株式等」欄に記載し、「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を「上場株式等」欄に記載してください。

(注) 一般株式等に係る譲渡損失の金額は、原則として、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。また、上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

# 令和 4 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 ( 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用 )

受付印

住所 (又は居所 事業所等)	住所	フリガナ	コクゼイ イチロウ
	〇市××町△△1-2-3	氏名	国税 一郎

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

## 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。[2面]の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の①欄の金額)	①	3,000,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	3,000,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	3,000,000

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額）のみを記載します。

### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
A不動産	5,000,000 円	円
合 計	申告書第三表へ a 5,000,000	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a-b) (赤字の場合には0と書いてください。)	④	5,000,000

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表へ 円 0
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表へ 2,000,000

(令和4年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和 年分)	④ (前年分の付表の⑦欄の金額) 円	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) ⑦ (B - F - G) 円 ⑧ (C - H - I)
本年の2年前分 (令和 年分)	④ (前年分の付表の⑧欄の金額)	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (令和 年分)	④ (前年分の付表の⑨欄の金額)	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑧)		⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑫へ	/
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+⑩)		⑩ 申告書第三表⑭へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (④+⑦+⑧)		⑪ 申告書第三表⑮へ (※2)	円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑩欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑥-⑩)	⑫ 申告書第三表⑮へ 円
	2,000,000

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。





《第三表》

令和 04 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

FA2401

上場株式等に係る譲渡損失の金額を、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除した場合は、特例適用条文（措法第37条の12の2第1項）を記載してください。

住所 〇市×町△△1-2-3  
フリガナ コクゼイ イチロウ  
氏名 国税 一郎

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	○ 震法	37	条の12の2 1
所法	措法		条の の の 項 号
所法	措法		条の の の 項 号

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	①	
		軽減分	②	
	長期譲渡	一般分	③	
		特定分	④	
		軽減分	⑤	
	税	一般株式等の譲渡	⑥	30000000
		上場株式等の譲渡	⑦	1300000000
		上場株式等の配当等	⑧	50000000
		先物取引	⑨	50000000
		山林	⑩	
	退職	⑪		
所得金額	短期譲渡	一般分	⑫	
		軽減分	⑬	
	長期譲渡	一般分	⑭	
		特定分	⑮	
		軽減分	⑯	
	税	一般株式等の譲渡	⑰	10000000
		上場株式等の譲渡	⑱	
		上場株式等の配当等	⑲	2000000
		先物取引	㉑	5000000
		山林	㉒	
	退職	㉓		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	15000000	
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉑)	㉑	2000000	
	⑫ 対応分	⑳	13000000	
	⑬ 対応分	㉑		
	⑭ ⑮ ⑯ 対応分	㉒		
	⑰ 対応分	㉓	10000000	
	⑱ 対応分	㉔	2000000	
	㉑ 対応分	㉕	5000000	
	㉒ 対応分	㉖		
	㉓ 対応分	㉗		

税金の計算	⑰ 対応分	⑲	2754000
	⑱ 対応分	⑳	
	㉑ 対応分	㉑	
	㉒ 対応分	㉒	1500000
	㉓ 対応分	㉓	300000
	㉔ 対応分	㉔	750000
	㉕ 対応分	㉕	
	㉖ 対応分	㉖	
	㉗から㉘までの合計 (申告書第一表の㉑に転記)	㉘	5304000
	その他	株式等 本年分の㉑、㉒から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㉙
	配当等 本年分の㉓から 差し引く繰越損失額	㉚	
	先物取引 本年分の㉕から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㉛	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円

申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書第一表の種類欄の「分離」及び「国出」を「○」で囲ってください。

《第一表》

令和 04 年 月 日 令和 04 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 FA2202

納税地 〒 個人番号 氏名 フリガナ 生年 月 日

現在の住所又は居所 氏名 生年 月 日

職業 専業主婦 専業主夫 専業主婦 専業主夫

所得の種類 種類 青色 〇 〇 損失 修正

種類 青色 〇 〇 損失 修正